

## tramontoblu 宿泊約款

### (適用範囲)

第1条 当貸別荘が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2. 当貸別荘が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

### (宿泊契約の申込み)

第2条 当貸別荘に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当貸別荘に申し出ていただきます。

(1) 宿泊者名

(2) 宿泊日及び到着予定時刻

(3) 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による。)

(4) 当施設は、下記グーグルフォームより、各禁止事項へのご同意と宿泊者名簿をご返信頂ける方のみ宿泊を受け付けております。

(日本語) <https://forms.gle/AzRNsSsUeAHv6MUg6>

(英語) <https://forms.gle/ZxPdSEn2WpaZcea56>

(5) その他当貸別荘が必要と認める事項

2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当貸別荘は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

### (宿泊契約の成立等)

第3条 宿泊契約は、当貸別荘が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当貸別荘が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

### (宿泊契約締結の拒否)

第4条 当貸別荘は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

(1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。

(2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。

(3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。

(4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号

に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

(宿泊客の契約解除権)

第5条 宿泊客は、当貸別荘に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当貸別荘は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は、別表第2に掲げるところにより、キャンセル料を申し受けます。

(当貸別荘の契約解除権)

第6条 当貸別荘は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

(1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。

(2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。

イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

- (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
- (7) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたづら、その他当貸別荘が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。

2. 当貸別荘が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊の登録)

第7条 宿泊客は、宿泊日当日、当貸別荘のチェックイン受付時において、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
- (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号
- (3) その他当貸別荘が必要と認める事項

(客室の使用時間)

第8条 宿泊客が当貸別荘の客室を使用できる時間は、午後15時から翌朝11時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

(利用規則の遵守)

第9条 宿泊客は、当貸別荘内においては、「宿泊約款」に定める「利用規則」に従っていただきます。

(料金の支払い)

第10条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、申し込み時当貸別荘の指定口座入金をご利用いただきます。

3. 当貸別荘が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます

(当貸別荘の責任)

第11条 当貸別荘は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当貸別荘の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当貸別荘は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第12条 当貸別荘はスタッフの常駐をいたしておりませんので、お客様の手荷物が、宿泊に先立って当貸別荘に到着した場合は、保管することはできません。

2. お客様がチェックアウトした後、お客様の手荷物又は携帯品が当貸別荘に置き忘れられていた場合、当貸別荘は、原則として発見日を含めて7日間保管し、その間にお客様から返還の申出がなされなかった場合には、これを最寄りの警察署へ届けるものとします。但し、貴重品については、直ちに最寄りの警察署へ届けるものとします。また、飲食物及び雑誌並びにその他の廃棄物に類するものについては、チェックアウトの翌日までにご連絡がない場合には、当貸別荘にて任意に処分させていただきます。

3. 当貸別荘は、置き忘れられた手荷物又は携帯品について、内容物の性質に従い適切な処理を行うため、その中身を任意に点検し、必要に応じ、遺失者への返還又は前項に従った処理を行う可能性があります。宿泊客がこれに異議を述べられても当貸別荘に責任はないものと致します。

(駐車の責任)

第13条 宿泊客が当貸別荘の駐車場をご利用になる場合、当貸別荘は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当貸別荘の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第14条 宿泊客の故意又は過失により当貸別荘が損害を被ったときは、当該宿泊客は当貸別荘に対し、その損害を賠償していただきます。

(客室の清掃について)

第15条 当貸別荘は、一棟貸切/貸別荘となっておりますので、ご滞在中の客室の清掃並びにシーツ交換は行いません。

## 別表第1 宿泊料金等の内訳

宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金(一棟貸料およびあらかじめ契約に含まれる料金)
	追加料金(BBQ 及びその他の事前予約利用料金)
	税金(消費税等)

備考.消費税法が改正された場合はその改正された規定によるものとします。

## 別表第2 キャンセル料

15 日前までのキャンセル	無料
14 日前～8 日前までのキャンセル	ご利用料金の全額
7 日前～2 日前までのキャンセル	ご利用料金の全額
前日～当日キャンセル、もしくはご連絡がない場合	ご利用料金の全額